

阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務委託仕様書

1 業務の名称

阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務

2 目的

人口減少や少子高齢化等の地域課題の解決を図るためには、行政だけでなく、NPO や地域団体による自発的な取組が重要であるが、これらの団体等が今後も自立して活動を継続するためには、構成員の高齢化や活動のマンネリ化といった課題に対応し、運営基盤の強化を図る必要がある。

このため、地域活動団体同士の交流のみならず、行政や地域活動に関心を持つ企業や学生との連携を深める場として、セミナーや交流会を開催する。

3 業務の内容

受託者は、上記目的を達成するために、次の業務を行う。

(1) 概要

- ア 行政、地域活動団体及び学生、企業等による公民連携を深めながら、地域課題の解決につなげるとともに、将来を担う若年層に地域活動への参画を促すセミナー及び交流会であること
- イ セミナー及び交流会には業務目的に沿う効果的な名称を提案すること
- ウ セミナーや交流会の実施に当たっては、参加団体等の需要に応じ、管内各市町や中間支援団体、企業等との連携を検討すること。なお、連携については必要に応じて委託者から依頼を行う。

(2) セミナー及び交流会の詳細

ア 公民連携スキルアップセミナー（仮称：1回）

項目	内容
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・先進的な地域づくり活動を実践している講師による事例を交えたセミナー・一方向なセミナーではなく、ワークショップやグループディスカッションを交えた交流型セミナー
開催時期	令和6年2月までに実施
開催場所	阪神北県民局管内
対象者	行政、地域活動団体、企業、若者（大学生等）、地域活動に興味を持つ個人等
想定参加人数	50名程度
開催方法	<ul style="list-style-type: none">・より多くの団体や活動に興味を持つ若者、企業、個人の参加を促すため、会場への来場だけでなく、オンライン配信等による受講しやすい環境・方法を提案すること・テーマに沿った発信力のある講師案を2者以上提案すること・ファシリテーターを設置し、参加者同士の積極的な交流を促すこと・参加費は原則無料とすること

イ 交流会（2回以上）

項目	内容
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・先進的な地域活動を行っている団体等による事例発表（阪神北☆夢づくり応援事業採択者等）・地域活動を行う人材や団体の発掘、活動のスキルアップ、参加者同士の連携による新たな活動への発展等につなげるための交流会
開催時期	令和6年2月までに実施
開催場所	阪神北県民局管内
対象者	行政、地域活動団体、企業、若者（大学生等）、地域活動に興味を持つ個人等（※地域活動団体については、阪神北☆夢づくり応援事業採択者を優先する）
想定参加人数	各回30名程度
開催方法	<ul style="list-style-type: none">・地域活動における課題の共有及び課題解消に向けた取組の拡大を図るための交流会とすること・ファシリテーターを設置し、参加者同士の積極的な交流を促すこと・参加費は原則無料とすること

ウ 自由提案事業

上記ア、イ以外に追加で事業を提案できる場合は、提案すること（内容等は自由に設定可。費用は委託費の中から支出すること）

（3）広報・募集

セミナー及び交流会等の確実な集客のため、受託者自らが有している広報媒体、SNS等の活用や委託費の範囲内で効果的な広報手段を具体的に提案すること。

（4）参加者アンケート

参加者の居住市町、年代、属性を把握するとともに、アンケートを実施すること。アンケート内容については委託者と調整すること。
アンケート結果をとりまとめ、結果を分析すること。

（5）成果物（実績報告書）の作成・提出

事業内容をテキスト・写真を使って分かりやすくまとめた実績報告書を作成し、事業終了後速やかに提出すること。

ア 成果物は紙ベース3部およびPDFデータで提出すること

イ 広報手段、セミナー・交流会の会場の様子を受託者が撮影した写真等を使用すること

ウ 実績報告書内で、総事業費を整理し、事業にかかった経費の内訳等を記載すること

エ 内容には事業実施結果に加え（4）のアンケート結果に基づく成果・課題の検討を行い、次年度以降に向けた提言を盛り込むこと

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までの間

5 委託料

金 2, 437, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内

6 その他留意事項

(1) 実施体制

- ア 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- イ 実施責任者は、委託者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- ウ 受託者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる一部の業務について、第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、事前に委託者の承認を得ること。

(2) 秘密保持等

- ア 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者は兵庫県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
- イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

- ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。
- イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。

(4) その他

- ア 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。
- イ 本仕様書に定めのない事項については、双方誠意をもって協議し行うものとする。
- ウ 感染症の大規模な流行等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、委託者及び受託者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。